

美郷町



中小企業の 仕事と子育て 両立支援応援事業



仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む町内中小企業者を応援します

配偶者出産休暇

従業員の配偶者が出産のために入院をした日から出産後2週間が経過する日までの期間に2日以上取得できる特別休暇

子の看護等休暇

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第16条の2に規定する子の看護等休暇であって、かつ、特別休暇として取得できる休暇

短時間正社員制度

同一事業所に雇用されるフルタイムの社員と比較し、その所定労働時間が短い労働者が育児支援を目的に、正社員として期間の定めのない労働契約を締結

企業独自の育児制度

町長が認める企業独自の育児制度

上記いずれか1つ以上の制度を、令和8年4月1日以降に導入し労働基準監督へ届出した企業に対し、**補助金20万円(1回限り)**を交付します。

※国の助成事業として、子育て支援に積極的に取り組む企業に対する「くるみん助成金」があります。こちらもぜひご活用ください。



問合せ・申請先

美郷町役場 商工観光交流課
TEL:0187-84-4909

詳細は
二次元コードから

